

議案第 9 1 号

所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

保健所業務に必要な獣医師の採用及び中核市保健所等への当該職員の研修派遣に伴い、獣医師に適用する給料を定めるとともに、犬捕獲等業務手当を新設するため、本案を提案するものである。

所沢市一般職員の給与等に関する条例及び所沢市一般職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正する条例

(所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）の一部
を次のように改正する。

別表第3 医療職給料表（二）備考中「薬剤師」の次に「、獣医師」を加える。

別表第5 等級別基準職務表(3) 医療職給料表（二）等級別基準職務表1級の
項及び2級の項を次のように改める。

1 級	1 薬剤師の職務 2 獣医師の職務 3 栄養士の職務 4 診療放射線技師の職務 5 臨床検査技師の職務 6 理学療法士の職務 7 歯科衛生士の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 困難な業務を行う獣医師の職務 3 困難な業務を行う栄養士の職務 4 困難な業務を行う診療放射線技師の職務 5 困難な業務を行う臨床検査技師の職務 6 困難な業務を行う理学療法士の職務 7 困難な業務を行う歯科衛生士の職務

(所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年条例第42号）
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(13) 犬捕獲等業務手当

第13条の2の次に次の1条を加える。

(犬捕獲等業務手当)

第13条の3 犬捕獲等業務手当は、犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に

従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき400円とする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。